

参議院情報監視審査会の活動経過

— 年次報告書（令和2年11月）の概要 —

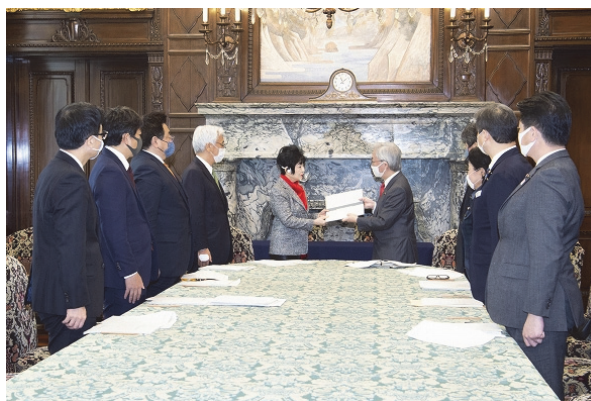
情報監視審査会事務局

1. はじめに
2. 調査の概要
3. 調査における主な質疑
4. 主な指摘事項
5. おわりに

1. はじめに

令和2年11月12日、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第22条第1項の規定に基づき、「年次報告書（令和2年11月）」（以下「本報告書」という。）を参議院議長に提出した¹（写真）。

審査会は、特定秘密²を取り扱う保護措



（出所）参議院広報課提供

¹ 審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと定められている。また、年次報告書のほか、必要があると認めるときは報告書を提出することができる（審査会規程第22条第2項）。審査会は平成27年3月に活動を開始しており、年次報告書の議決は今回が5回目である。過去分を含む報告書一覧が、参議院ウェブサイトに掲載されている。

<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/index.html>>（以下、最終アクセスは全て令2.12.2）

² 行政機関の長は、（1）行政機関の所掌事務に係る「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号）（以下「特定秘密保護法」という。）別表に掲げる事項に関する情報（防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止のいずれかの事項に該当する情報）であって（別表該当性）、（2）公になっていないものうち（非公知性）、（3）その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なもの（特段の秘匿の必要性）という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている（特定秘密保護法第3条第1項）。

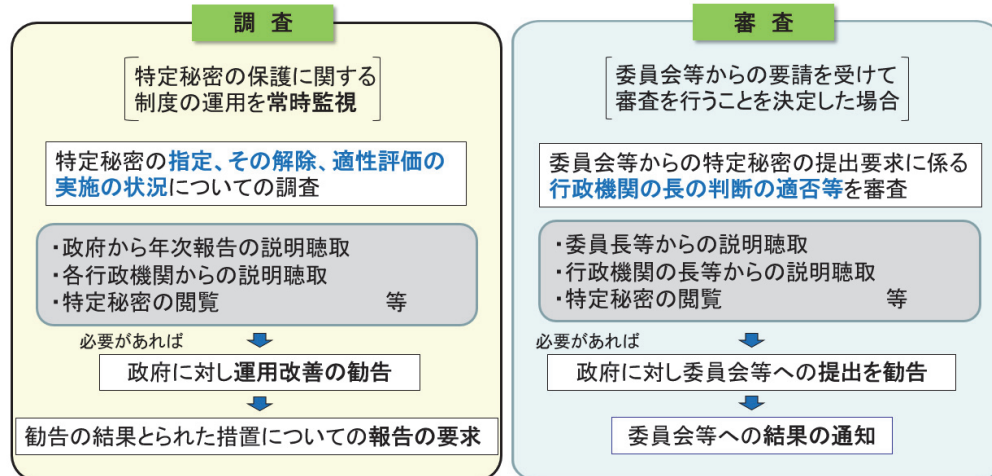
置³の一環として、原則非公開とされ、会議録も公表されていない⁴。その一方で、審査会の活動を明らかにすることも国会の一組織として求められており、本報告書は、これらのバランスを考慮して作成されるものである。

本報告書は、令和元年9月1日から令和2年8月31日までの期間の審査会の活動を取りまとめたものであり、「1 報告書の趣旨及び対象期間」、「2 審査会の任務・権限等」、「3 審査会の活動経過等」、「資料」及び「関連条文」で構成されている。本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大があり、社会全体で感染防止に取り組む中、審査会も春先には活動を控える状況が続いた。調査の先行きが見通せない中での活動となったが、最終的には、予定していた一連の調査を終えることができた。本稿では、その概要を紹介することとしたい。

2. 調査の概要

審査会の活動の柱は、①特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価⁵の実施の状況についての調査と、②委員会等からの特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等に関する審査の2つである⁶（図表1参照）。本報告書の対象期間中、審査会は9回開会された。委員会等からの審査の要請等はなく、行政における特定秘密の指定等の状況についての調査を行った。

図表1 情報監視審査会の「調査」と「審査」



(出所) 情報監視審査会事務局作成

³ 特定秘密の知得者の制限など、特定秘密の漏えいを防ぐための人的・物的な措置をいう。

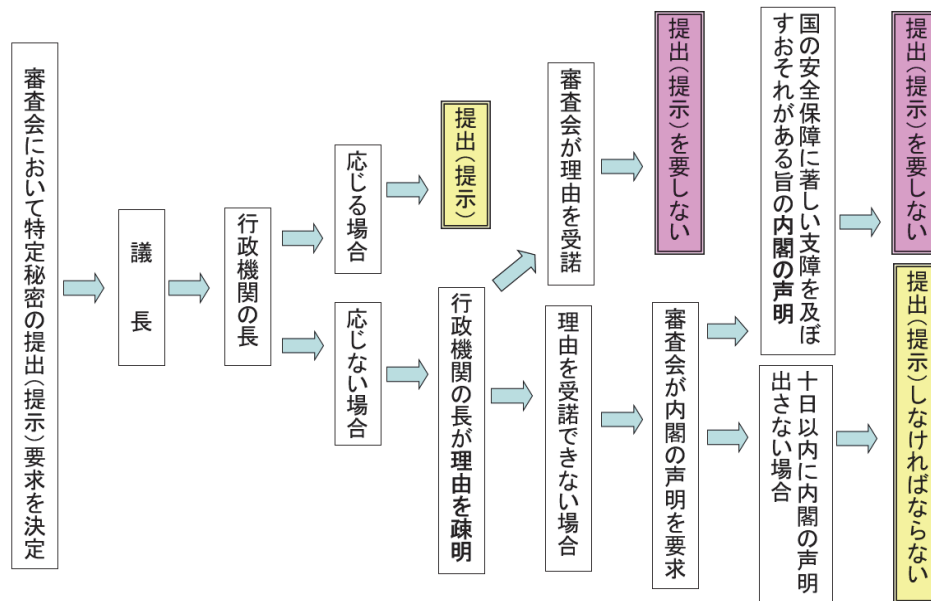
⁴ 審査会は、議員その他の者の傍聴を許すものとする決議を行った場合（＝公開の場合）を除き、非公開で行われる（審査会規程第26条第1項及び第2項）。なお、特定秘密に関する議論のない手続のための審査会（会長の互選や年次報告書の決定等）は公開で行われており、当日の審査会会議録はインターネット（国立国会図書館の会議録検索システム）で閲覧できる。〈<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>〉

⁵ 適性評価とは、特定秘密の漏えいを防止するため、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれの有無を判断する制度である。特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならない（特定秘密保護法第11条）。

⁶ 国会法（昭和22年法律第79号）第102条の13

審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対して特定秘密の提出又は提示を求めることができ⁷（図表2参照）、対象期間中の調査では、警察庁から、審査会が要求した特定秘密の提示を受けた。なお、審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨、②審査の結果、必要があると認めるときは、議院及び委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨等を勧告できる⁸が、対象期間内にはいずれの勧告も行っていない。

図表2 情報監視審査会が政府に対し特定秘密の提出（提示）を要求する場合の流れ



（出所）情報監視審査会事務局作成

審査会では、毎年政府から提出される「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（以下「政府の年次報告」という。）⁹を踏まえ、調査を進めている（図表3）。前回の調査は、平成29年5月に国会提出された政府の年次報告を踏まえ、平成29年11月から令和元年6月までの間（約1年半）にわたって行われた¹⁰。この間、政府の年次報告が、平成30年5月及び令和元年6月にそれぞれ国会提出されていたことから、今回の調査は、当該2年分の政府の年次報告を踏まえて行うこととなった。

今回の調査では、まず、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する衛藤国務大臣から2年分の政府の年次報告について概要説明を聴取した。続いて、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から、政府の年次報告についての補足説明及び平成29年中な

⁷ 調査に係る規定は国会法第102条の15第1項等、審査に係る規定は同法第102条の17第2項等。

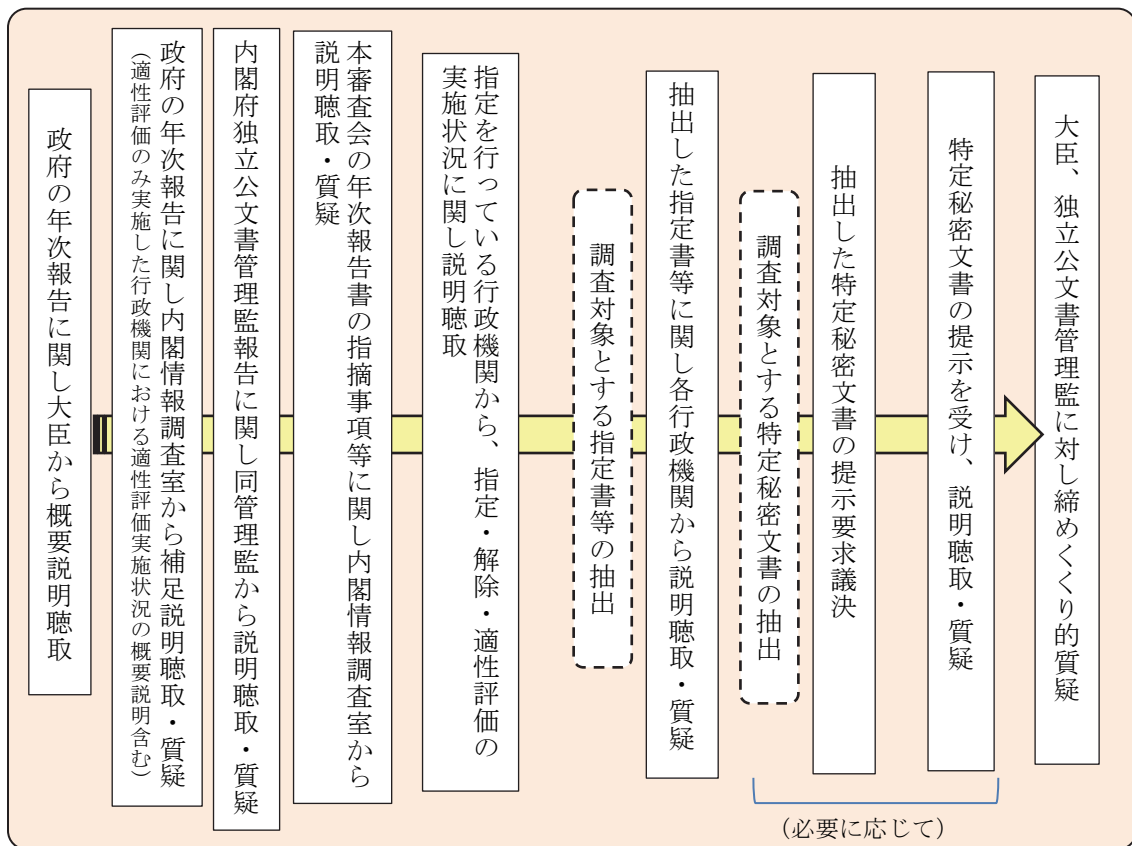
⁸ 国会法第102条の16第1項及び第102条の17第5項等

⁹ 特定秘密保護法第19条の規定において、政府は毎年、有識者の意見を付して、特定秘密の指定等の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。

¹⁰ 審査会の年次報告書は毎年1回作成することになっているため、平成29年11月から平成30年11月までの調査内容は「平成29年年次報告書」で取りまとめ、それ以降の調査内容は「年次報告書（令和元年12月）」で取りまとめた。〈<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/index.html>〉

いし平成 30 年中に適性評価のみを実施した 15 の行政機関¹¹における適性評価の実施の状況の説明を聴取し、質疑を行うとともに、本審査会の平成 29 年年次報告書（平成 30 年 12 月）における指摘事項等に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。また、政府参考人（内閣府独立公文書管理監）から、平成 30 年 6 月及び令和元年 6 月に同管理監が公表した「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」（以下「内閣府独立公文書管理監報告」という。）¹²の概要説明を聴取し、質疑を行った。

図表 3 政府の年次報告を踏まえた調査の流れ



(出所) 情報監視審査会事務局作成

次に、平成 29 年末時点ないし平成 30 年末時点で特定秘密を指定している 11 の行政機関¹³から、当該行政機関における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状

¹¹ 内閣法制局、内閣府、金融庁、消防庁、公安審査委員会、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、環境省及び原子力規制委員会。

¹² 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 24 日閣議決定、令和 2 年 6 月 16 日最終変更）（以下「運用基準」という。）V 5（1）オにおいて、内閣府独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。）は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年 1 回、内閣総理大臣に報告するとともに公表することとされている。

¹³ 国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、

況について、説明聴取を行った。

その後、特定秘密指定書等（以下「指定書等」という。）¹⁴を抽出して各行政機関から説明聴取・質疑を行うに当たり、令和元年9月に実施した海外派遣¹⁵を踏まえ、抽出方法の見直しを行うこととなった。従来は個々の委員が、それぞれの問題意識に基づき指定書等を抽出していたところ、今回からは、海外派遣報告の所見で述べられた「リスクベース・アプローチ」¹⁶をより意識した調査を実施するため、国民的関心や制度運営上問題が存在する可能性が高い事項を「抽出テーマ」として設定することとし、抽出テーマごとに、テーマ設定の背景、抽出する指定書等を取りまとめた。これを行政機関に提示することにより、各テーマにおける審査会の問題意識が明らかになり、審査会での議論がより深まることが期待された。

こうした方針を踏まえて検討が行われた結果、6つの抽出テーマ（3.（2）参照）が設定され、審査会が抽出した特定秘密の指定及び解除の状況並びに適性評価の実施の状況について、テーマごとに行政機関から説明を聴取し、質疑を行った。また、上記抽出調査を踏まえ、提示を受けることについて委員間の意見が一致した警察庁の特定秘密の提示を受け、同庁から説明を聴取し、質疑を行った。さらに、提示を要求するに至らなかった特定秘密について、関係行政機関から補足的な説明を聴取し、質疑を行った。

最後に、衛藤国土大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、これまでの調査を踏まえた締めくくり的な質疑を行った。

3. 調査における主な質疑

審査会の年次報告書では、審査会が原則非公開であることを踏まえ、議論のやり取りについて、政府の説明と委員の質疑の概要にとどめ、政府の答弁は掲載していない。以下では、報告書に記載されている概要の中から、後掲の「主な指摘事項」につながる質疑を中心に取り上げつつ、主な内容を紹介する。

（1）大臣からの概要説明聴取及び内閣情報調査室からの補足説明聴取・質疑

令和元年10月30日、衛藤国土大臣から2年分（平成30年5月及び令和元年6月）の政府の年次報告について概要説明を聴取した。

続いて11月6日、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から政府の年次報告についての補足説明及び平成29年中ないし平成30年中に適性評価のみを実施した15の行政機関における適性評価の実施の状況の説明を聴取し、質疑を行うとともに、政府参考人（内

防衛省及び防衛装備庁。

¹⁴ 各行政機関の長が、特定秘密について、指定、指定解除（一部解除）及び指定の有効期間の延長を行った際並びに指定の有効期間の満了を迎えた際に、特定秘密指定書、特定秘密指定解除書（一部解除書）、特定秘密指定延長書及び特定秘密指定満了書を作成しており、審査会で提出を受けている。

¹⁵ 参議院の重要事項調査（海外派遣調査）として、「アメリカ合衆国及びカナダにおける政府が保有する秘密情報に対する議会の監視活動に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察」が実施され、議員団は審査会の会長及び委員（派遣当時）で構成された。報告書は、第200回国会参議院議院運営委員会会議録第12号（令元.12.9）に末尾掲載されている。

¹⁶ 問題が存在する可能性が高い事項を事前調査に基づいて抽出し、集中的に調査する手法。

閣官房（内閣情報調査室）から本審査会の平成 29 年年次報告書（平成 30 年 12 月）における指摘事項等に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、内閣情報調査室が当該対応に関し各行政機関の改善状況をチェックすることの有無等について質疑が行われたほか、国会が特定秘密の提供を求めた場合には原則提供するという考え方の徹底を求める意見があった。

また同日、政府参考人（内閣府独立公文書管理監）から、平成 30 年 6 月及び令和元年 6 月に同管理監が公表した内閣府独立公文書管理監報告の概要説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、内部通報¹⁷の現状と問題点、特定秘密文書の運搬・伝達に関する確認方法等について質疑が行われた。

（２）抽出した指定書等の説明聴取・質疑

指定書等の抽出に当たっては、前述のとおり海外派遣を踏まえ、審査会が設定した 6 つの抽出テーマごとに、令和 2 年 2 月 13 日及び 19 日の審査会で、各行政機関からの説明聴取及び質疑を行った。さらに、6 月 5 日の審査会で補充的な説明聴取及び質疑を行った。

〈抽出テーマ①〉

特定有害活動やテロリズムに関する特定秘密の指定・保護の適切性について

特定秘密の指定の要件に関し、特に厳格な保全措置が必要と認める際の具体的な判断基準や情報漏えい防止のために採られている保全措置等を確認し、もって関係特定秘密の指定・保護が適切に行われているかを検証するため、テーマが設定された。内閣官房（内閣情報調査室）、警察庁及び公安調査庁の説明に対し、委員からは、特定秘密として保護すべき対象の人物と認める場合の具体的な判断基準等について質疑が行われた。

抽出した指定書等（識別番号¹⁸及び対象情報の概要）

官－71、78（平成 29 年、30 年中の安全保障に関する人的情報源等）

警－26、32（平成 28 年、29 年中の特定有害活動に関する情報）

警－27、33、37（平成 28 年、29 年、30 年中の国際テロ情報）

警－34、38（平成 29 年、30 年中の国内テロ情報）

公－19、20（平成 29 年中の特定有害活動の人的情報源及び関連情報）

¹⁷ 特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は業務上特定秘密を知得した者は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、行政機関の長が設置した窓口に通報することができる（運用基準 V 4（2））。これに加え、以下の（1）、（2）いずれかの条件を満たす場合には、内閣府独立公文書管理監へ通報することができる。

（1）通報者が、行政機関の長に対して既に通報を行っており、当該行政機関の長から調査を行わない旨の通知又は調査の結果の通知を受けていること。

（2）行政機関の長に対する通報は行っていないものの、以下のいずれかに該当すること。

① 通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある。

② 通報をすれば証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある。

③ 個人の生命又は財産に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある。

¹⁸ 簡易に特定秘密を識別する観点から付され、行政機関を識別する漢字 1 文字と通し番号から成る。

〈抽出テーマ②〉

特定秘密の要件の一つである「我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれ」の意味について

特定秘密として指定する場合、「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれ」があることが要件の1つとなっている。しかしながら、「著しい支障」の内容が不明確であるため、指定の①解除、②有効期間満了、③有効期間延長の判断があった指定書等を通じて「著しい支障」とは何かを具体的に明らかにすべく、テーマが設定された。防衛省からの説明に対して、委員からは、指定の有効期間満了を迎えたものを満了前に解除することはできなかったのか等について質疑が行われた。

抽出した指定書等（識別番号及び対象情報の概要）

防-76、77（自衛隊の運用に関する見積り又は計画）*平成29年3月指定解除
防-78～81（自衛隊の運用に関する見積り又は計画）*令和元年12月期間満了
防-87、88（自衛隊の運用に関する見積り又は計画）*平成29年3月指定解除
防-89、90（自衛隊の運用に関する見積り又は計画）*令和元年12月指定延長
※上記各特定秘密の指定書上、対象情報の一部は、いずれも不開示

〈抽出テーマ③〉

指定書上、対象情報や指定理由に係る記述が抽象的である特定秘密の指定の適切性等について

前回の調査¹⁹で、対象情報の全部が開示であることや審査会への特定秘密の提示が困難とする政府の説明に対して委員から問題意識が示された指定書等について、指定の適切性を判断するとともに、本審査会に特定秘密の提出が困難な事例について議論を行うため、テーマが設定された。内閣官房（国家安全保障局）からの説明に対し、委員からは、指定書を全部不開示にする場合と一部不開示にする場合の判断基準等について質疑が行われた。

抽出した指定書等（識別番号及び対象情報の概要）

官-56、57、64、66（平成27年7月、同11月、平成28年2月、同11月にそれぞれ策定された特定の地域・国に関する安全保障上の基本的事項）
※対象情報の全部不開示
官-73（平成29年11月から国家安全保障局が実施した、安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討内容）※対象情報の一部不開示

〈抽出テーマ④〉

日露平和条約締結交渉に関する情報のうち、特定秘密として指定されている情報の範囲について

日露平和条約締結交渉に関する特定秘密について、「国の安全保障に著しい支障を与え

¹⁹ 前掲注10参照。

る」情報以外の情報も指定されていないかを確認するため、テーマが設定された。外務省からの説明に対して、委員からは、北方領土問題に関して収集した情報のうち、特定秘密に指定した情報は、どのような視点でとらえた情報なのか等について、質疑が行われた。

抽出した指定書等（識別番号及び対象情報の概要）
外-14（日露平和条約締結交渉に関する情報）

〈抽出テーマ⑤〉

特定秘密の有効期間の延長の適切性について

運用基準Ⅲ 1（1）において、有効期間延長の際に特に慎重に判断すべき5つの例（見積み、計画の対象期間満了など）が挙げられていることを踏まえ、これらに該当する案件を抽出して、判断の理由や延長期間の適切性等を確認するため、テーマが設定された。外務省及び防衛省からの説明に対し、委員からは、指定を永久に解除できないことを想定しているのか等について質疑が行われた。

抽出した指定書等（識別番号及び対象情報の概要）
外-1（公電秘匿用暗号）
外-11（周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報）
防-154（海上・航空自衛隊が独自に外国軍から入手した共同作戦についての通信に関する情報）
防-2（「ミサイル防衛の運用に関する日米作業部会のTOR」として平成17年1月にまとめられた、実施要領作成における自衛隊の運用に関する研究）
防-97（統合幕僚長が作成する防衛、警備等の計画の執行に伴い、陸海空の幕僚長が作成する計画）
※いずれも令和元年12月指定延長

〈抽出テーマ⑥〉

適性評価の適切性の検証

各行政機関における適性評価の実施手法・プロセスや対象者のプライバシーへの配慮の状況等、適性評価の実施が適正に行われているか検証するとともに、特定秘密保護法第10条第1項に基づき公益目的で特定秘密を提供する場合に関し、提供先の情報取扱者には適性評価を要しないことの妥当性等を確認するため、テーマ設定された。

テーマの性格上、指定書等は抽出せず、防衛省、文部科学省、警察庁及び内閣官房（内閣情報調査室）から説明を聴取した。委員からは、他の行政機関の改善事例について、制度を所管する内閣官房（内閣情報調査室）として認識しているのか等について質疑が行われた。

抽出した指定書等
テーマの性格上、指定書は抽出しないが、以下の行政機関から説明を聴取し、議

論を行う。

防衛省（適性評価の実施件数が多い、適合事業者²⁰への適性評価を実施）

文部科学省（適合事業者への適性評価を実施）

警察庁（都道府県警察本部長が都道府県警察職員への適性評価を実施）

内閣官房（適性評価の制度を所管）

〈補充的な質疑〉

2月13日及び19日の抽出調査を踏まえ、提示を受けることについて委員間の意見が一致した特定秘密についてはこれを要求する議決を行い、6月5日に提示を受けた（（3）参照）。一方で、提示を要求するに至らなかった特定秘密について、同日、内閣官房（内閣情報調査室及び国家安全保障局）、防衛省及び外務省から補充的な説明を聴取し、質疑を行った。各行政機関からの説明に対し、委員からは、人的情報源等に係る情報のうち、特に厳格な保全措置が必要でないものの有無及びその基準等について質疑が行われた。

抽出した指定書等

官-71、78（平成29年、30年中の安全保障に関する人的情報源等）

防-89、90（自衛隊の運用に関する見積り又は計画）

防-97（統合幕僚長が作成する防衛、警備等の計画の執行に伴い、陸海空の幕僚長が作成する計画）

官-56、57（平成27年7月、同11月にそれぞれ策定された特定の地域・国に関する安全保障上の基本的事項）

外-14（日露平和条約締結交渉に関する情報）

外-11（周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報）

（3）提示された特定秘密の説明聴取・質疑

審査会は調査のため、行政機関の長に対して特定秘密の提示を求められることができるころ、令和2年2月13日及び19日の抽出調査を踏まえ、委員間で協議を行い、提示を受けることで委員間の意見が一致した警察庁の特定秘密について、5月29日に提示要求の議決を行った。6月5日に当該特定秘密の提示を受け、説明聴取・質疑を行った。

（4）大臣及び独立公文書管理監に対する締めくくりの質疑

令和2年6月16日の審査会では、これまでの調査を踏まえ、衛藤国土大臣に対しては特定秘密保護制度全体について、内閣府独立公文書管理監に対しては特定秘密の指定・解除及び特定行政文書ファイル等の管理の適正確保のための検証・監察について、締めくくり的な質疑を行った。

このうち、衛藤国土大臣に対しては、特定秘密の表示方法の不統一により、独立公文書管理監から是正を求められる事案が発生していることを踏まえ、制度を所管する内閣官房

²⁰ 物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するものを「適合事業者」という（特定秘密保護法第5条第4項）。

として、通知を発出して対応を各行政機関に委ねるのではなく、政府全体で、特定秘密を取り扱う職員の意識向上を進める必要があるのではないか等の質疑が行われた。また、内閣府独立公文書管理監に対しては、検証・監察において特定秘密の表示に関する是正の求めが続いていることを踏まえた特定秘密保護制度の運用状況に対する評価等について質疑が行われた。

4. 主な指摘事項

審査会における調査を通じて、委員からは、特定秘密保護制度の運用の改善に係る様々な指摘があった。これらの指摘を踏まえ、本報告書では4項目について政府に適切な対応を求めている。その内容は以下のとおりである。

- 本審査会が特定秘密保護制度の運用を監視するため、行政機関に説明を求めた場合には、その趣旨を十分理解し、本審査会が厳格な保護措置を講じていることに鑑み、必要に応じて公にされていない情報を交えた説明を行うなど、真摯かつ適切に対応すること。
- 行政機関による特定秘密の指定の適否を判断する本審査会の役割を踏まえ、本審査会から特定秘密の提示を求められた場合は、提示するのが原則であることを強く認識するよう改めて周知徹底すること。また、極めて例外的に本審査会への提示は困難と判断する場合は、当該特定秘密情報の提示によって、安全保障上具体的にどのような支障が生じるのかを含め、その理由を本審査会の理解が得られるよう十分かつ明確に説明すること。
- 独立公文書管理監から同様の事案に関する是正の求めが続いていることを踏まえ、特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密を記録する行政文書の管理に関する不適切な事案が発生した場合には、当該行政機関において速やかに原因分析を行い、研修などを通じて再発防止に努めるとともに、こうした情報を内閣情報調査室に提供すること。内閣情報調査室は、適宜適切な通知の発出などを通じて再発防止に向けた取組を進めること。
- 制度を所管する内閣情報調査室において、本審査会の指摘を受けて行われた各行政機関の改善状況の確認や各行政機関の改善事例の把握を行い、これらを通じて得られた特定秘密保護制度の運用改善に資する情報については、各行政機関と情報を共有すること。

5. おわりに

我が国を取り巻く安全保障環境が不確実性を増す中で、特定秘密の厳格な保護及びその適切性の確保は重要な課題である。

審査会は活動を開始してから5年を迎え、今回はこれまでの調査手法を基礎としつつ、これをより実効的・効率的なものとするべく改善に取り組んだ。具体的には、海外派遣で得られた知見を踏まえ、リスクベース・アプローチをより意識した調査を実施するため、国民的関心や制度運営上問題が存在する可能性が高い事項を「抽出テーマ」として設定し、テーマごとに設定の背景、抽出する指定書等を取りまとめた。これによって、各テーマにおける審査会の問題意識が明らかとなり、審査会での各行政機関との議論が深まったと思われる。

特定秘密保護制度の運用を常時監視するという審査会の役割を果たすことは、制度に対する国民の信頼を高める上でも極めて重要であり、政府とも信頼・協力関係を構築しながら、審査会の機能・役割をより一層発揮していくことが求められる。今回の調査では、新たな調査手法を導入したが、より実効的・効率的な審査会の活動に向け、今後も不断の見直しに取り組んでいくことが重要であろう。